

# 熊本県感染症発生動向調査病原体検査実施要領

## 1 目的

感染症発生動向調査事業において、指定医療機関のうち病原体定点に選定された医療機関（以下「病原体定点」という。）から提出された検体により得られる病原体の情報を収集及び分析し、これらの情報を県民及び医療関係者等に提供、公開することにより、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供、さらには感染症の予防及びまん延の防止に資することを目的とする。

## 2 対象疾病

「熊本県感染症発生動向調査実施要領」第2に定める対象感染症のうち、次に定める疾病とする。

### （1）小児科病原体定点

- RSウイルス感染症
- 咽頭結膜熱
- A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
- 感染性胃腸炎
- 水痘
- 手足口病
- 伝染性紅斑
- 突発性発しん
- ヘルパンギーナ
- 流行性耳下腺炎

### （2）インフルエンザ病原体定点

- インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

### （3）眼科病原体定点

- 急性出血性結膜炎
- 流行性角結膜炎

### （4）基幹病原体定点

- 感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）
- 細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）
- 無菌性髄膜炎

## 3 実施機関

### （1）検体採取及び保存

別記「検体採取要領」に基づき各病原体定点が実施する。

### （2）病原体検査

熊本県保健環境科学研究所が実施する。

（熊本市の医療機関分は、原則として熊本市環境総合研究所が実施する。）

### （3）検体搬送及び連絡調整

別記「検体採取要領」に基づき病原体定点が実施する。なお、保健所は、病原体定点から相談があった場合は連絡調整等に協力する。

### （4）情報の公開

健康危機管理課が実施する。

## 4 病原体検査の実施

### (1) 検体の採取

病原体定点が検体を採取する際は、「感染症発生動向調査への協力お願い」(様式1)を活用し、病原体検査について検体提供者に説明のうえ、検体を採取する。

### (2) 検体の保存

検体採取後は、対象疾患及び検査材料ごとに、別記「検体採取要領」中「保存」に定める方法により保管すること。ただし、検体の搬送が検体採取後、直ちに実施される場合は、この限りではない。

### (3) 検査依頼

各病原体定点が検査を依頼する場合は、検体に「熊本県感染症発生動向調査実施要領」に定める感染症検査票(別記様式2)を添付して提出する。

### (4) 検体の搬送

病原体定点は、検体に感染症検査票を添えて熊本県保健環境科学研究所に搬送する。

### (5) 検査結果

熊本県保健環境科学研究所は、検査結果を検体を提供した病原体定点に通知し、検査室情報として健康危機管理課に報告するとともに、感染症サーベイランスシステムに登録する。

## 5 情報の公開

健康危機管理課は、感染症情報として検査室情報を関係機関に還元するとともに「熊本県ホームページ」に掲載する等情報公開に努める。

### 附 則

この要領は、平成19年2月9日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 感染症発生動向調査への協力をお願い

県では、医療機関の協力を得て、感染症の発生情報の正確な把握と分析を行い、その結果を県民や医療機関に提供・公開することにより、感染症の発生の予防及びまん延防止を図ることを目的とした「感染症発生動向調査」を実施しております。

また、発生情報とともに患者に対する良質かつ適切な医療を提供するためには、下記の感染症について、原因となっている細菌やウイルスを鑑別することが重要となっています。そのためには患者さんからの検体（咽頭ぬぐい液・血液等）が必要です。

検体提供に御理解いただき、調査に御協力ください。

### ○協力をお願いする内容

- 1 検体の提供
- 2 性別、年齢、住所（市町村まで）、臨床症状等の情報

### ○検査について

- 1 検査にかかる費用は、無料です。
- 2 検査結果は、受診された医療機関を通じてお知らせします。  
（検査期間が1ヶ月以上かかる場合があります。）

※個人の情報が外部に公表されることはありません。

### 対象となる感染症（裏面あり）

#### ○小児科病原体定点

RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎

#### ○インフルエンザ病原体定点

インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

#### ○眼科病原体定点

急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎

#### ○基幹病原体定点

感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）、細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、無菌性髄膜炎

別記

検体採取要領（小児科病原体定点用）

1 対象疾患

- RSウイルス感染症 ○咽頭結膜熱 ○A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ○感染性胃腸炎
- 水痘 ○手足口病 ○伝染性紅斑 ○突発性発しん ○ヘルパンギーナ
- 流行性耳下腺炎

2 検体採取数等

- (1) 同一の疾患については、1週、1定点あたり2～3検体を限度として採取。
- (2) 地域での大規模流行及び施設内流行等、特別な事例が想定される場合においては、保健所を經由して保健環境科学研究所と協議のうえ検査の実施について決定する。

3 検体の保存及び輸送方法

対象疾患名	病原体	検査材料	採取量	容器等	保存	輸送
RSウイルス感染症	ヒトオルソニューモウイルス	咽頭ぬぐい液	綿棒1本	ウイルス用培地	冷蔵	氷冷
咽頭結膜熱	アデノウイルス	咽頭ぬぐい液	綿棒1本	ウイルス用培地	冷蔵	氷冷
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	A群溶血性レンサ球菌	※検体を採取する際には、保健所を經由して保健環境科学研究所と協議のうえ検査の実施について決定する。				
感染性胃腸炎	ノロウイルス、ロタ、エンテロ、アデノ等のウイルス及びカンピロバクター、サルモネラ等の細菌	便	1～2g (拇指頭大)	採便容器	冷蔵	氷冷
水痘	水痘帯状疱疹ウイルス	水疱内溶液	1ml	セラムチューブ	冷蔵	氷冷
手足口病	コクサッキーA16、10等、エンテロ71	咽頭ぬぐい液	綿棒1本	ウイルス用培地	冷蔵	氷冷
		便	便	採便容器		
伝染性紅斑	ヒトパルボウイルスB19	全血	2ml	EDTA入り採血管	冷蔵	氷冷
突発性発しん	ヒトヘルペスウイルス6及び7	咽頭ぬぐい液	綿棒1本	生理食塩水、ウイルス用培地	冷蔵	氷冷
ヘルパンギーナ	コクサッキーA、B群、エコーウイルス	咽頭ぬぐい液	綿棒1本	ウイルス用培地	冷蔵	氷冷
		便	便	採便容器		
流行性耳下腺炎	ムンプスウイルス	咽頭ぬぐい液	綿棒1本	ウイルス用培地		

※咽頭ぬぐい液、便は－20℃程度による冷凍は不適です。

## 別記

### 検体採取要領（インフルエンザ病原体定点用）

#### 1 対象疾患

○インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

#### 2 検体採取数等

（１）１週、１定点あたり２～３検体を限度として採取。

（２）地域での大規模流行及び施設内流行等、特別な事例が想定される場合においては、保健所を經由して保健環境科学研究所と協議のうえ検査の実施について決定する。

#### 3 検体の保存及び輸送方法

病原体	検査材料	採取量	容器等	保存	輸送
インフルエンザウイルス （鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	咽頭ぬぐい液 あるいは 鼻腔ぬぐい液	綿棒１本	ウイルス用培地	冷蔵	氷冷

※咽頭ぬぐい液、髄液、便は－２０℃程度による冷凍は不適です。

## 別記

### 検体採取要領（眼科病原体定点用）

#### 1 対象疾患

○急性出血性結膜炎 ○流行性角結膜炎

#### 2 検体採取数等

（１）同一の疾患については、１週あたり２～３検体を限度として採取。

（２）地域での大規模流行及び施設内流行等、特別な事例が想定される場合においては、保健所を經由して保健環境科学研究所と協議のうえ検査の実施について決定する。

#### 3 検体の保存及び輸送方法

対象疾患名	病原体	検査材料	採取量	容器等	保存	輸送
急性出血性結膜炎	エンテロウイルス 70 コクサッキー A24	結膜ぬぐい液	綿棒 1本	ウイルス用培地	冷蔵	氷冷
流行性角結膜炎	アデノウイルス 3、 4、8、19、37 等					

※咽頭ぬぐい液、髄液、便は－20℃程度による冷凍は不適です。

別記

検体採取要領（基幹病原体定点用）

1 対象疾患

- 感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。）
- 細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）
- 無菌性髄膜炎

2 検体採取数等

- （1）同一の疾患については、1週、1定点あたり2～3検体を限度として採取。
- （2）地域での大規模流行及び施設内流行等、特別な事例が想定される場合においては、保健所を經由して保健環境科学研究所と協議のうえ検査の実施について決定する。

3 検体の保存及び輸送方法

対象疾患名	病原体	検査材料	採取量	容器等	保存	輸送
感染性胃腸炎 （病原体がロタウイルスであるものに限る。）	ロタウイルス	便	5～10g （拇指頭大）	採便容器	冷蔵	氷冷
細菌性髄膜炎 （インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）	肺炎レンサ球菌 B群レンサ球菌 ブドウ球菌等	髄液	1～2ml	滅菌スピッツ	冷蔵	氷冷
無菌性髄膜炎	麻疹、エンテロ、単純ヘルペス等のウイルス	咽頭ぬぐい液	綿棒1本	ウイルス用培地		
		髄液	1～2ml	滅菌スピッツ		
		便	5～10g （拇指頭大）	採便容器		

※咽頭ぬぐい液、髄液、便は－20℃程度による冷凍は不適です。